

ドローンワークス足利会則

(会 員 用)

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、ドローンの活用・研究・情報交換を通して、会員がドローン飛行に関する法規を遵守し、正しい知識を身につける事を目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、ドローンワークス足利(DWA)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本会は、事務所を足利市江川町、マック・プロモーション内に置く。

(規 約)

第4条 この会則で定めるもののほか、必要な事項は、そのつど月例会または総会にて協議する。

第 2 章 事 業

(事 業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 事業に関する技術の改善向上又は事業に関する知識の普及を図る及び情報の提供
- (2) 各種業務の共同受注
- (3) 事務機器及び消耗品等の共同購買
- (4) 福利厚生に関する事業
- (5) 前各号の事業に附帯する事業

第 3 章 会 員

(資 格)

第6条 本会の目的に賛同し、本事業を援助する法人、個人、関連団体等は会員となる事が出来る。

(会員の入会及び退会)

第7条 入会を希望するものを月例会で協議し、参加会員の3分の2以上の賛成をもって会員となる事ができる。また、自己の意志で退会することができる。

次の各項に該当する場合は、月例会参加会員の3分の2以上の賛成をもって除名することができる。

- (1) 本会の名誉を著しく毀損する行為のあったとき。
- (2) 会費を滞納したとき。
- (3) その他本会の目的に違反する行為のあったとき。

(会 費)

- (1) 会費は年間 3,000 円の会費とする。
- (2) 会費は練習場所の確保、練習機の購入、メンテナンス費、イベント経費等に使う。
- (3) 納めた会費は中途退会でも返却しない。

第 4 章 役 員

(役 員)

第8条 本会に次の役をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 事務長 1名
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 査 1名

(役員を選任及び任務)

第9条

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 事務長は、会長を補佐して、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、会費の徴収や出納管理を行い、新年度総会にて会計報告を行う。
- (4) 監査は事業及び会計監査を行う。
- (5) 役員任期は2年間とする。但し、再任は妨げるものではない。

第 5 章 総 会

(総会の招集)

第10条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

通常総会は毎事業年度終了後1ヶ月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、会長が招集する。

(総会招集の手続)

第11条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載したメールまたは書面にて会員に告知するものとする。

(委任状による議決権又は選挙権の行使)

第12条 会員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、委任状をもって議決権又は選挙権を行使することができる。

(総会の議事)

第13条 総会の議事は、特別の定めがある場合を除き、委任状を含む3分の2以上の賛成をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第14条 総会の議長は、総会ごとに、出席した会員又は会員たる法人の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第15条 総会においては、出席した会員(委任状を含む)の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議事録)

第16条

- (1) 総会の議事録は、議長または出席した会員が作成し、これに会長が署名するものとする。
- (2) 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - ・招集年月日
 - ・開催の日時及び場所
 - ・会員数及びその出席者数
 - ・議事の経過の要領
 - ・議案別の議決の結果(可決、否決の別及び賛否の議決権数)
- (3) 議事録の保管
 - ・署名した議事録を会員にメール配信して、原本を事務長が保管する。

付 則

この会則は、2018年5月1日から施行する。